

牛久市告示第162号

、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画火葬場を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月13日

牛久市長 沼田 和 利



1. 都市計画の種類
火葬場
2. 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
牛久市久野町の一部
3. 縦覧場所
牛久市役所建設部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画火葬場の変更（牛久市決定）

都市計画火葬場中 2 号牛久市・阿見町広域火葬場を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	火 葬 場 名			
2	牛久市・ 阿見町広 域火葬場	牛久市久野町の一部 牛久市桂町字六十塚、 字通り神の各一部	約 3 9 , 4 0 0 m ²	火葬炉 8 基

「区域は計画図表示のとおり」

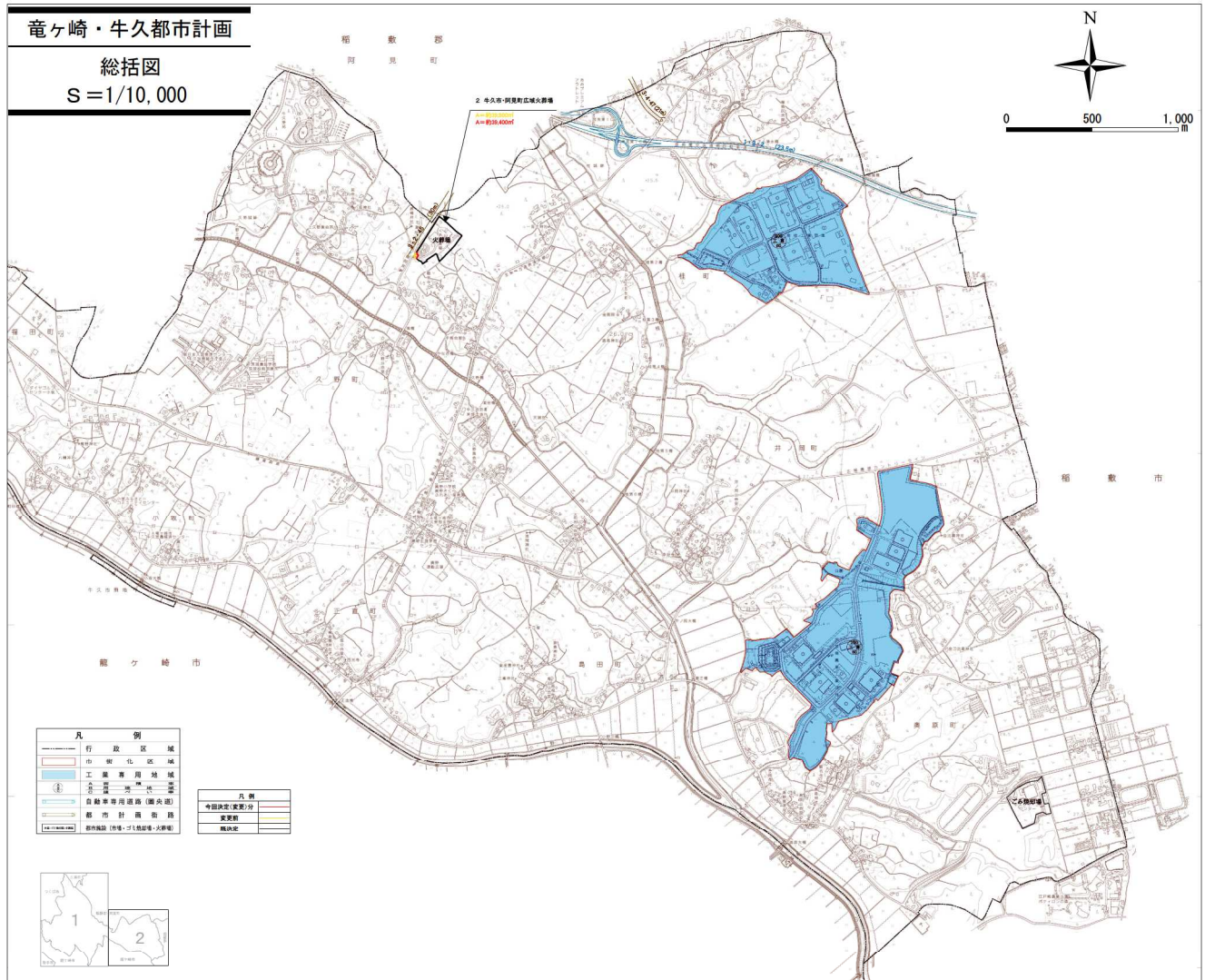
理由

当該火葬場の前面道路の整備に伴い、付近の市道及び当該火葬場へのアクセス性を確保するため、本案のとおり変更する。

竜ヶ崎・牛久都市計画

総括図

S=1/10,000



竜ヶ崎・牛久都市計画

計画図

S=1/2,500

凡 例	
今回決定(変更)分	
変更前	
既決定	

